

整理番号	担当課	担当係	事業コード	事業名	事業目的	事業対象	事業内容	行政が行う事務の概要	自助・共助・公助のあり方 (役割分担)						自助・共助への役割分担の課題	広域行政・広域連携、 国・道が補完するための課題
									住民 (家庭)	地域	民間 企業	広域 連携	町	国・道		
	社会教育課	スポーツ振興係	1313	フリープラン講座支援事業	住民の健康づくりへの関心が高まる中、スポーツへのニーズも多様化している。そこで、自分たちでスポーツ講座を自由に計画し、実践しようとするグループに対し助成するものである。	町内の団体	・グループの人数は10名以上とする。・講座の回数は4回以上とする。・講師及び指導者の依頼は、グループが行う。・助成金の使用目的は問わないが、終了後に実績報告を提出する。・一年間で同一グループ1回の助成とする。・すでにある協会、サークルのメンバーが現に行っている種目の講座には助成しない。・助成金額は1グループ20,000円とする。	申請受理・審査・決定・実績報告確認・支出事務							自主、自立の町づくりを考えるとき、自分たちのスポーツは自分たちの力で向上させなければならないと考える。このことから、講座を予定している団体は、講師・指導者の負担はそれぞれの団体負担すべきではないかと考える。	
	社会教育課	スポーツ振興係	1316	スポーツ少年団本部事務支援事業	単位スポーツ少年団の普及と育成指導及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツをとおして心身の健全な育成に寄与することを目的としているスポーツ少年団文部に対するの支援である。	芽室町内のスポーツ少年団をまとめている本部を対象としている	本部の事業としては、スポーツ少年団の活動強化をはかる事業。・スポーツ少年団の広報及び情報交換活動。・町内関係団体との連絡調整。・スポーツ少年団の登録事務等。なお、町がスポーツ少年団本部に助成している金額のうち本部より各単位スポーツ団体(21団体)に助成している金額は40,000円から59,000円の間を助成している。	少年団申込・入団金管理・各種保険加入窓口事務、バス借上げ事務、資料印刷事務、補助金支払事務						小中学生の体育向上から、スポーツ少年団に対する補助は大切であるが、自主、自立の町づくりを考えるとき、スポーツを行う児童に対しては、親が責任持って負担すべきと考える。 (専門部会意見) 子ども達は行政を含めて地域全体で育むことが重要である。		
43	教育委員会 学校教育課	学校教育係	1195	児童生徒活動支援事業	生徒の課外活動の支援	町内中学校の全生徒	全国・全道の中学校文化体育大会に参加する生徒の旅費等の助成。中学校体育連盟の参加費負担金の助成。中学校アイスホッケー部のアイスアリーナ使用料の助成。	文化活動については団体との協力での内容等調整事務、支出事務						基本的には部活動の推進に係るものであり、指導報償と同じく社会体育(文化)と位置付けて町がその役割を担うべきものであるが、住民(保護者)に費用の分担を願うことは可能であると考えられる。		
	教育委員会 学校教育課	総務係	1158	山村留学推進事業	山村留学による都市農村交流を図り上美生小・中学校地域の活性化と魅力あるまちづくりを推進	上美生地区住民 上美生小中学校児童生徒	山村留学事業の推進 上美生地区山村留学推進協議会補助金1,120千円(山村留学体験交流事業、募集事業等) 全国山村協賛負担金 50千円 やまなみパート資金旅費等(やまなみの施設維持管理経費は農林課で予算措置)	協議会事業支援事務、指導委員賃金等支払事務、任用関連事務、負担金支払事務					本事業が首長の公約事項であり、これら事業の取扱いについて方向性。また、山村留学事業を地域づくりの一つの政策として実施しているため、これらに係る経費(財政負担)を、全て共助等とすることが適当なのか。 (専門部会意見) 上美生地区の意識向上と町の支援が必要である。			
42	教育委員会 学校教育課	学校教育係	1194	児童生徒部活動指導報償事務	部活動の推進及び拡充	中学校の部活動指導者	部活動の指導者(現在のところ中学校教師)に対して報償費の支払	支出事務(年度初め)						新学習指導要領の実施に伴ない、平成14年度から中学校の教育課程から外れ、社会体育(文化)に位置付けられたが、その現実には依然として教師が指導の役割を担っており、小学校の少年団活動のように地域住民による指導・運営体制の構築が求められる。		
	教育委員会 社会教育課	社会教育係	1249	女性教育推進事業支援事務	女性の教育活動を支援する	町内の女性活動団体及び町内の女性	めむろ女性のつどい開催支援、芽室町市街地域女性の会及び女性学級活動に対する支援。	申請受付、内容審査、支払事務						どの団体も現状と同じ活動のままでは、資金不足・人不足のため自助できる可能性は少ないと考える。そのため、活動目的を再考し、活動内容や予算面の改善が課題である。 (専門部会意見) 運営面での金銭的課題はあるが、自助に変えていく必要がある。		
	社会教育課	社会教育係	1244 (1245)	家庭教育推進事業運営事務(支援事務)	家庭教育力を高める	町内に在住する、幼児・児童・生徒を持つ家庭	家庭教育に関する様々な講演、講座の開催及び町内家庭学級・幼児学級活動に対する支援	講演会開催企画、立案、募集、講師謝礼支払 申請受付、内容審査、報償支払事務						家庭教育については、町をあげて今後一層力を入れていくべき分野である。そのため、サービス低下を防ぐために、自助・共助に向けてNPOの育成や自主学習団体・個人に対する支援体制を確立する必要がある。		
	教育委員会 社会教育課	社会教育係	1259 (1260)	芸術・文化振興事業(文化芸術鑑賞事業)	町民が広く芸術文化に触れる機会を設ける。	町民(芸術・文化振興事業) 小・中・高校生(鑑賞支援事業)	芸術文化振興事業については、文化講演会、町民文化展、町民文芸誌への助成、芸術鑑賞事業への助成 鑑賞支援事業については、別紙要項を参照してください。	講演会計画立案、周知、講師選考依頼、調整、支払、文化展への報酬支払事務(運営委員会組織への立ち上げ支援)、町民文化活動への報償支払事務 募集、審査、決定、企画、バス借上げ事務、支払					文化芸術に関するNPOもしくは民間団体に補助金を抛出し、公演内容、入場料等を企画することにより、きめの細かいニーズに対応ができる可能性がある。しかし、そのような団体が町内に存在しない、また、赤字が出た場合の補填等、問題を解消する必要がある。 (専門部会意見) 講演会は広域連携で開催する必要がある。また、各家庭での自己負担も必要である。	西部4町で合同で実施する場合、現在無料で実施しているがより多くの住民ニーズに応えるためには有料となり、開催場所についても4町持ち回りとなる。また、鑑賞できる町民数も減少する。		

整理番号	担当課	担当係	事業コード	事業名	事業目的	事業対象	事業内容	行政が行う事務の概要	自助・共助・公助のあり方 (役割分担)						自助・共助への役割分担の課題	広域行政・広域連携、 国・道が補完するための課題
									住民 (家庭)	地域	民間 企業	広域 連携	町	国・道		
	教育委員会 社会教育課	社会 教育係	1246	少年教育推進事業 運営事務 (支援事務)	青少年の健全育成のため	町内在住の小学生～高校生	青少年(親子含む)に対する 様々な体験学習・研修の開催・ 派遣、適応指導教室や教育相談 電話の開設、及び芽子連・青少 協に対する支援。	事業計画立案、募集、参加料徴 収、実施、随行、事業費支払、							各種体験事業については、地域で行ったり、 NPOや民間企業等に委託するなど、共助の方 法を取ることが可能だと思われる。課題とし ては、団体の育成があげられる。適応指導教 室についても民間委託も可能だが、学校との 連携等に不安が残る。 (専門部会意見) 不登校問題は行政でも取組む必要がある。	近年、子どもの数が減少しており、どの町 村でも 自町だけでは青少年事業の実施が困難な状 況にある。広域連携することで、少ない費 用で大きな効果をあげることができると考 える。そのためには、どの町村にもメリッ トがあるような事業とするために十分な打 ち合わせの時間が必要である。 (平成15年度自然体験事業は西部4町で連 携し行った実績あり)
53	教育委員会 学校教育課	学校 教育係	1205	スクールバス 運行事業	遠隔地から通学する児童生徒の 交通手段の確保	市街地外に居住する児童 生徒で、学校までの距離 が児童4Km以上、生徒6Km 以上	現在12路線の運行で直管が4 路線、委託が8路線となっており、 運行内容は(定期2往復、小 学低学年用1往復、部活帰宅用1 往復、学校行事向けの臨時運 行、その他に冬期間は伏古6線 10線及び北上美生方面の増便、 日進・中島方面の借上げ車の運 行)の他、日甜方面については 営業路線の乗車券を交付してい る。	路線調整、委託契約事務、学校 行事運行調整事務、支払事務						以前から乗務員の退職に併せて委託路線を 増やしてきており、今後も同様に欠員の不補 充が続けば、後5年で全路線を委託すること になる。 (専門部会意見) 民間委託の場合、町が車両を持つのか、企業 が持つのが課題である。		
	教育委員会 社会教育課	社会 教育係	1265	集団研修施設維持 管理事務	学校生活や家庭生活と異なる生 活環境にあって、人間的ふれあ いや自然とのふれあいを基本と した学習体験を通し、心身に 調和のある青少年の育成を図 るほか生涯学習の場の提供す ること	1 町内の児童・生徒 2 町内の生涯学習に取 り組む団体 3 その他 教育委員会が適当と認め る団体	施設の維持管理業務・宿泊者へ の対応等	支払事務、委託契約事務、業者 調整、発注、修繕事務						施設の維持管理については、民間委託は可能 であると思うが、委託を受け入れられる業者 の選考に苦慮することが想定される。		
	社会教育課	スポーツ 振興係	1319～	社会体育施設維持 管理事業	町民の体育・スポーツの普及振 興を図るとともに、健康で文化 的な諸行事に使用するために社 会体育施設を管理するものであ る。	町民及び町外住民一般	別紙社会体育施設の管理参照	別紙社会体育施設の管理参照						施設の維持管理は、民間委託は可能と考 えるが、町民の体育・スポーツ振興について は、引き続き町が行うべきであると考え る。		
50	教育委員会 学校教育課	学校 教育係	1202	高等学校授業料 補助事業	私立高校に在学させている世帯 に対して授業料の一部を補助 し、教育機会の確保と保護者の 負担軽減を図る。	私立高校に在学させてい る保護者の内、一定の収 入要件を満たす世帯。	生活保護受給基準以下の世帯 の生徒1人に付き月額6,000円 以内の額を、また、生活保護受 給基準を超え、その額が1.3倍 以内の世帯の生徒1人に付き月 額4,000円以内の額を助成して いる。	申請受理・審査・認定・ 支払事務								
60	教育委員会 学校教育課	学校 教育係	1212	小学校児童就学 援助事業 (*中学校含む)	経済的理由によって就学困難と 認められる児童生徒に対して必 要な援助を行う。	経済的理由によって就学 困難と認められる児童生 徒	収入が不安定なため経済的に 困窮している世帯で、児童扶養 手当の受給、各種公課等の減 免、不慮の災害を受けた場合、 或いはその収入額が生活保護基 準の1.3倍未満の場合、給食費 や学用品費を町が援助する。	申請受理・審査・決定・通知・ 給付事務、再審査事務、制度見 直し事務、補助金請求事務、実 績報告、補助金受入事務								
71	教育委員会 学校教育課	学校 教育係	1223	私立幼稚園運営 補助事業	学校教育法に規定する私立幼稚 園に対して助成を行い、幼稚園 教育と保育の振興を図る。	学校法人 十勝立正学園 芽室幼稚園	運営費の補助であり、補助対 象経費の内補助率を、(教諭人 件費10分の1、教材費10分の 4、研修・研究費10分の3、障 害児担当教諭人件費3分の2)乗 じて積算した額を補助する。	申請受理・内容審査(確認)・ 交付・精算事務								
	教育委員会 学校教育課	学校 教育係	1224	私立幼稚園就園 奨励事業	家庭の所得状況に応じて保護者 の経済的負担を軽減し、公・私 立幼稚園間の保護者負担の格差 是正を図る。	芽室町に住所を有し、幼 稚園に就園する児童の保 護者	国の補助要綱に基づき、住民 税の課税額により、(住民税の 所得割が102,100円以下の場合 で第1子のみは、年額56,500円 から、生活保護世帯及び住民税 非課税世帯で、第3子以降の場 合は222,000円)12段階の助成 区分に沿って補助するもので す。	申請書確認・交付・返還事務、 国庫補助金請求事務、実績報 告、規則改正事務(毎年金額が 変更になるため)								

整理番号	担当課	担当係	事業コード	事業名	事業目的	事業対象	事業内容	行政が行う事務の概要	自助・共助・公助のあり方 (役割分担)						自助・共助への役割分担の課題	広域行政・広域連携、 国・道が補完するための課題
									住民 (家庭)	地域	民間 企業	広域 連携	町	国・道		
	教育委員会 学校教育課	給食係	1231	給食センター 維持管理事業	児童及び生徒の心身の健全な発達と学校給食の普及充実を図る。	児童生徒及び教職員	給食数2,020食(小学校1,232食・中学校627食・教職員等161食) 調理員数 臨時調理員9人・パート職員14人、計23人 食に関する指導(高学年) バイキング給食(小6・中3) 食物アレルギー対応(21人)	支払事務、委託契約事務、業者連絡調整事務							給食調理業務委託は、「住民サービス向上」・「経費削減」の観点からは、期待できるものではない。	
	教育委員会 学校教育課	給食係	1236	給食費徴収事務	学校給食費保護者負担金	児童生徒及び教職員	給食材料代	算定事務、電算入力事務、納付書発行、口座振替事務、異動処理事務、滞納者徴収事務、還付事務								
	教育委員会 社会教育課	社会 教育係	1251	高齢者学級活動 支援事務	高齢者が生きがいのある豊かな人生を送るための教養、生活技術等の学習機会の場を提供すること	町内に居住する満65歳以上の男女	学園生自ら自治会を組織し、年間57時間(毎月1~2回)午前・午後それぞれ2時間の活動を行っている。学習活動は、社会能力開発・健康の維持管理・有意義な余暇利用に必要な知識の習得と実践を行っている。また、学習内容は、学習コース(講演会などを開催)、実技コース(12クラブに所属し活動)、その他、社会奉仕活動(幼稚園・小学校での活動)、修学旅行・文集の発行など	自治会への助成、講演・講師依頼事務、支払事務、運営指導事務						(専門部会意見) 高齢者の社会参加が重要である、行政だけの役割でなく、自治会の自立を促して行く必要がある。		
	教育委員会 社会教育課	公民館 係	1276	公民館講座 マイプラン講座 パソコン講座実施事業	文化・芸術・趣味・教養等広く住民ニーズを取り入れた各種講座の開設	町民	生涯学習の拠点であり、ニーズを取り入れた多様な定期講座を開設する。	企画事務、講師選定事務、日程調整事務、広報等周知事務、受付、実施事務、支払事務、託児調整事務(保育士確保事務)、筆耕依頼事務					○	(専門部会意見) 受講料の徴収を検討する必要がある。		
	教育委員会 社会教育課	公民館 係	1279	公民館施設維持 管理事業	町民の生涯学習及び文化の向上を図る施設の維持管理。		各種管理委託、保守点検、手数料・負担金や保険料など	支払事務、委託契約事務、業者調整、発注、大ホール使用の際は管理者として職員が出動(利用方法等指導)、周辺環境整備(直営)					○			
	教育委員会 社会教育課	図書館 係	1287	図書館維持 管理事業	図書館の機能と環境の維持・整備、生涯学習の推進及び図書館固有の業務の推進にあたる。	図書館利用者及び町民	施設設備の整備、維持管理 所蔵図書・視聴覚資料等の管理 業務 図書・視聴覚資料等の利用状況等管理業務	支払事務、委託契約事務、業者調整、発注								
	教育委員会 社会教育課	図書館 係	1290	図書館ボランティア サークル 活動支援事業	図書館を拠点に活動するボランティアサークルを支援する。	図書館ボランティアサークル 5団体	・各ボランティアサークルの活動支援。 ・例会の開催・研修会の開催 ・活動内容の広報、図書館行事の企画・運営・参加	募集、代表者会議開催、活動支援、報償費支払事務、テレホンガイド原稿準備、各サークルの研修事業支援						活動報償費を財源に活動する団体		
	教育委員会 社会教育課	図書館 係	1292	図書館講座 実施事業	各種講座の開催により読書の啓蒙、知的・文化的水準の高揚をはかる。	図書館利用者及び町民	夏・冬休み子ども向け講座の開催 読書・文章講座等大人向け講座の開催	企画、PR、募集、講師手配、報償支出、資料作成、事前準備、会場設営						(専門部会意見) 受講料の徴収を検討する必要がある。		

整理番号	担当課	担当係	事業コード	事業名	事業目的	事業対象	事業内容	行政が行う事務の概要	自助・共助・公助のあり方 (役割分担)						自助・共助への役割分担の課題	広域行政・広域連携、 国・道が補完するための課題
									住民 (家庭)	地域	民間 企業	広域 連携	町	国・道		
	教育委員会 社会教育課	図書館 係	1294	図書・ 図書資料等購入 受入事業	図書及び視聴覚資料の選定、 購入、受入により、蔵書の充実 を図り新鮮な情報を提供する。	町民及び図書館利用者	・図書視聴覚資料の選定、購 入、受入 ・郷土資料の収集・保存	選書選定事務、発注事務、 支払事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1311	スポーツ教室等 実施事業	健康運動実践指導者の指導によ り、町民の健康や体力の維持・ 増進のためのスポーツ教室を開 催する。	町民	レディース健康講座(20歳～ 60歳未満の女性)週1回全24 回、ニコニコスポーツ教室(60 歳以上の男性、女性)週1回2 4回、ミドルエイジ健康講座 (35歳～55歳までの男性、女 性で日中勤務している方が対 象)週1回14回、キッズ(親 子)スポーツ教室(4歳～6歳 の幼児とその親)週1回全5回 のスポーツ教室を開催してい る。	企画事務、競技団体調整事務、 PR事務、申込受付、保険料徴収 事務、託児調整事務、指導補助 事務							町がスポーツ教室の指導者を確保しておかな ければ、スポーツ教室の開催は無理と考 える。 (専門部会意見) 受講料の徴収を検討する必要がある。	
	社会教育課	スポーツ 振興係	1312	各種大会出場報償	スポーツ部門において優秀な成 績を収め、各種全国・全道大会 に参加、出場するものにその経 費を助成し、町民の自主的な諸 活動を奨励・助長しようとする ものである。	本町在住者であること。 小・中・高校生(全国大 会のみ)が対象であり、 一般に関しては国際大会 以上が対象である。	十勝地区の大会において個人ま たは団体で上位入賞し、もって 全国・全道大会へ出場権を獲得 したものであること。ただし、 十勝大会並びに全国規模の大会 がない場合は、これに類する大 会の出場記録、上位団体から出 場推薦のあった者を含む。ま た、国、都道府県(教育委員会 を含む)の主催、市町村、市町 村教育委員会の後援するものと する。	申請受理、内容確認、審査、決 定通知、支出事務、実績報告確 認事務						小、中学生の体育向上という教育の視点か ら、全道、全国大会に出場し、他の地域の生 徒と競いあい、尚一層のレベルアップを促す ことから町の大会助成が必要である。		
	教育委員会 学校教育課	総務係	1190	学校施設建設事業	児童生徒の教育環境の整備	児童・生徒	現状の施設状況 芽小 S53 ～54建設 上小 S57～58建設 西小 S49～51建設 南小 S62 建設 芽中 S46～48建設 上中 H6建 設 西中 H2～4建設	建設計画策定、国道補助関連 事務						施設整備の手法としては、PFIなどの事例 もあるが、設置主体者は市町村となる。	公教育の原則からも、施設整備に対する 財政支援の充実を望む。また、今後におい ては鉄筋コンクリート造り施設の建替など も多くなるため、これら、大規模改造や建 替に対する財政支援も充実してほしい。	
51	教育委員会 学校教育課	学校 教育係	1203	大学等奨学資金 貸付事業	大学等で修学する学生に対する 奨学金の貸付	芽室町に居住する者の子 弟であって経済的理由に より奨学金を必要とする こと。	保護種が一定の所得要件(給 与所得6,423千円以下、事業所 得6,930千円、但し複数修学 の場合は給与所得9,795以下、事 業所得9,900千円以下)を満た す子弟への奨学金の貸付(入学 金30万円以内、毎年の修学金 50万円以内、据置2年、償還期 間10年、無利子)	相談事務、申請受理・審査・貸 付決定・支払事務、償還事務								
	社会教育課	社会 教育係	1268	ふるさと歴史館 維持管理事務	芽室町の歴史や生活に関する資 料を保存公開し、町民の教育・ 学習活動や芸術文化の振興に寄 与するため	特に制限無し	芽室町の歴史や生活に関する資 料等を常設展示・生活体験・公 開しているほか、体験教室(月 替り)・年2回ねんりんフェス テバルを実施。									
	社会教育課	スポーツ 振興係	1319	地域体育館等 維持管理事務				契約事務、支払事務、修繕発生 時の対応事務、暖房器具点検委 託事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1320	学校開放維持 管理事務				利用日程調整事務、月1回会議 開催、学校調整事務、安全管理 周知事務、支払事務、カギの貸 し出し事務								

整理番号	担当課	担当係	事業コード	事業名	事業目的	事業対象	事業内容	行政が行う事務の概要	自助・共助・公助のあり方 (役割分担)						自助・共助への役割分担の課題	広域行政・広域連携、 国・道が補完するための課題
									住民 (家庭)	地域	民間 企業	広域 連携	町	国・道		
	社会教育課	スポーツ 振興係	1321	町営球場維持 管理事務				水道・電気料支払事務、草刈り・除草剤・防虫剤散布、整地、散水、消耗品補充、ベンチ清掃、利用調整事務、利用料徴収事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1322	河川敷野球場 維持管理事務				水道・電気料支払事務、草刈り・除草剤・防虫剤散布、整地、散水、消耗品補充、ベンチ清掃、利用調整事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1323	運動広場管理事務				委託契約事務、タイヤローラー借上げ事務、支払事務、ソフトボールネット設置、備品管理補修、散水、利用調整・利用料徴収事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1324	テニスコート維持 管理事務				除雪、清掃、ネット張り、利用調整、利用料徴収								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1325	アーチェリー場維持 管理事務				草刈り、散水、清掃、利用調整、利用料徴収								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1326	パークゴルフ場維持 管理事務				委託契約事務、散水、コース整備(補修等)、支出事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1327	スケートリンク造成 維持管理事務				造成時委託契約事務、除雪、コース整備、支出事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1328	南多目的運動広場 維持管理事務				委託契約事務、散水、グラウンド整備(補修等)、支出事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1330	総合体育館 維持管理事業				支払事務、委託契約事務、業者調整、発注								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1331	総合体育館 利用調整事務				年間計画作成(各団体の年間行事を把握のため通知、取りまとめ)、月間計画作成(申請・決定・調整事務)、使用料徴収事務(納付書発行等)、月間スケジュール広報掲載事務								

整理番号	担当課	担当係	事業コード	事業名	事業目的	事業対象	事業内容	行政が行う事務の概要	自助・共助・公助のあり方 (役割分担)						自助・共助への役割分担の課題	広域行政・広域連携、 国・道が補完するための課題
									住民 (家庭)	地域	民間 企業	広域 連携	町	国・道		
	社会教育課	スポーツ 振興係	1332	総合体育館屋根 改修工事				契約・発注事務、支払事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1333	総合体育館前 駐車場改修工事				契約・発注・支払事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1334	温水プール維持 管理事業				委託契約・業者調整・発注事 務、支払事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1335	温水プール利用 調整事業				教室開催調整事務、PR事務、 利用料徴収事務、管理委託会社 調整事務、託児調整事務(臨時 保育士任用)								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1336	南プール維持 管理事業				委託、受付、監視業務のみ(指 導はなし)、屋根ビニール取り 付け撤去工事発注事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1337	南プール利用 調整事業				学校との調整事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1338	温水プール外壁 改修事業				契約・発注事務、支払事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1339	健康プラザ維持 管理事務				支払事務、委託契約事務、業者 調整、発注								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1340	健康プラザ利用 調整事務				年間計画作成(各団体の年間行 事を把握のため通知、取りまと め)、月間計画作成(申請・決 定・調整事務)、使用料徴収事 務(納付書発行等)								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1341	南が丘運動広場 維持管理事務				委託契約事務、タイヤローラー 借上げ事務、支払事務、ソフト ボールネット設置、備品管理補 修、散水、利用調整・利用料徴 収事務								
	社会教育課	スポーツ 振興係	1342	南が丘テニスコート 維持管理事務				除雪、清掃、ネット張り、利用 調整、利用料徴収								